

廿日市市民活動センターおおの

～つどう まじわる しりあう～



●市民活動センターとは・・・

市民活動センターは、町内会などのコミュニティ活動やボランティア、NPOなど様々な分野で展開している市民活動団体が行う貢献性・公益性のある活動を支援するとともに、行政機関、公共的団体、事業所などとも相互交流の推進を図ることにより廿日市市が目指す協働によるまちづくりを推進する拠点となるものです。

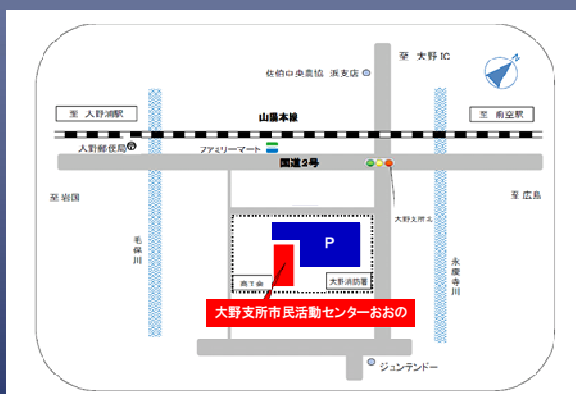
●設置目的

地域性を生かした協働によるまちづくりをすすめることを目的に、大野地域では、支所3階に地域活動拠点スペースを設置しました。

●開館時間・休館日

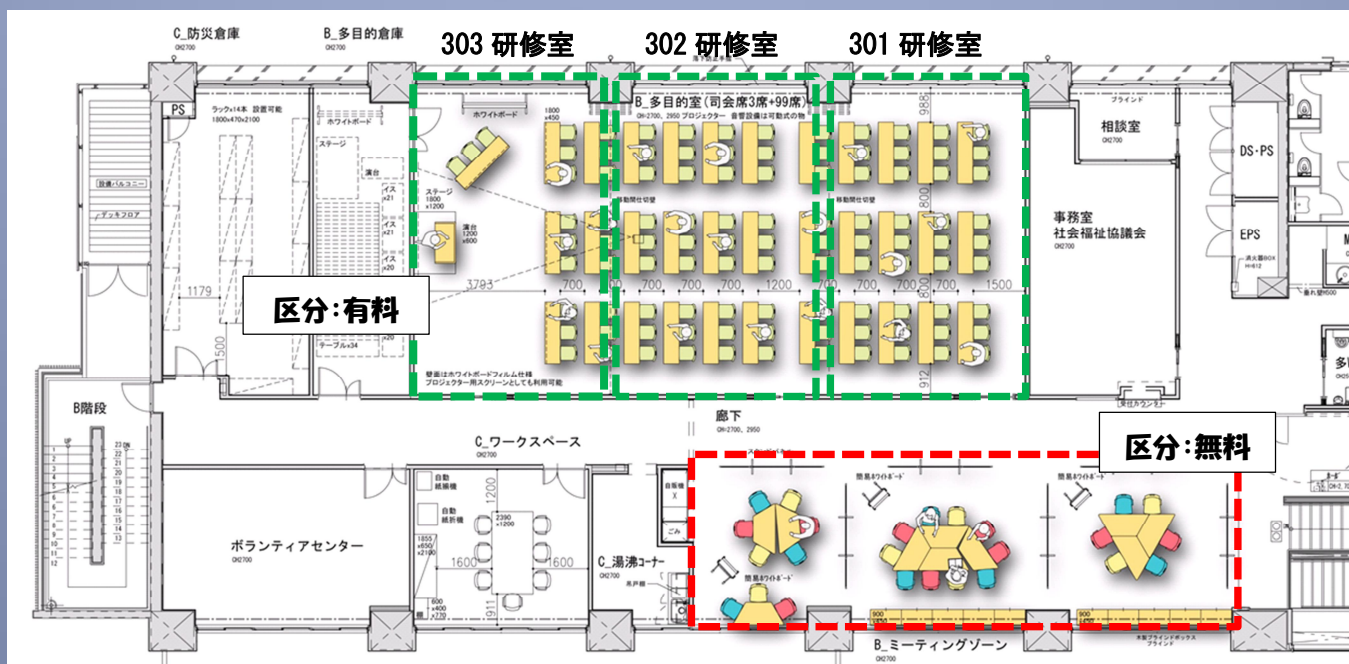
開館時間 午前9時～午後9時30分(※予約受付は平日の午前9時から午後5時まで)

休 館 日 年末・年始(12月29日～1月3日)



〒739-0492 廿日市市大野一丁目1番1号
TEL (0829) 30-2005 FAX (0829) 55-1307

●平面図(大野支所庁舎3階)



●使用料(令和8年10月1日～)

区 分	使用時間	単位	使用料
301 研 修 室 (52.5㎡、定員24人)	9時～21時30分	1時間ごと	120円
302 研 修 室 (58.1㎡、定員30人)			130円
303 研 修 室 (52.6㎡、定員24人)			120円

※使用時間には準備・後片付けの時間も含まれます。

※1 時間ごとに料金をいただきます。1 時間未満の使用のとき、または超過時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算します。

●使用料減免

使用者の半数が児童(18歳未満)	全額免除
使用者の半数が障がい者又は被爆者健康手帳等の所有者	
使用者の半数が高齢者(65歳以上)	1/2減免

●予約受付

登録団体	6ヶ月前から受付
一般団体	1ヶ月前から受付

※選挙や確定申告等で行政が一部を占有する場合があります。